

山梨県立大学地域人材養成センター運営規程

(令和4年4月1日制定 大学第8801号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第28の4条第2項の規定に基づき、山梨県立大学地域人材養成センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、他の大学や地方公共団体、産業界等と協働し、地域のニーズやその抱える課題を踏まえた教育プログラムを提供することにより、地域を牽引する人材を養成することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) PENTAS YAMANASHI の実施に関すること。

(2) 文部科学省の補助事業である「地域活性化人材育成事業～SPARC～」のうち、次に掲げる業務

イ 企業との交流イベントや地域のニーズ把握など産業界との連携推進に関すること。

ロ 高等学校との交流イベント、Advanced Placement 制度、探求型学習支援など高大接続の推進に関すること。

ハ 社会人を対象とする教育プログラムの設計、実施及び評価に関すること。

(3) 国立研究開発法人科学技術振興機構の受託事業である「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」の実施に関すること。

(4) 文部科学省の補助事業である「リカレント教育エコシステム構築支援事業」のうち、次に掲げる業務

イ 山梨大学と連携して行う教育プログラムの実施に関すること。

ロ リカレント教育プラットフォームの運営に関すること。

(5) 地域連携プラットフォームに関すること。

(組織)

第4条 センターに次の教職員を置く。

(1) センター長

(2) センター運営委員

(3) センターを担当する職員

(4) その他センター業務に関して必要な者

(運営委員会)

第5条 センターの円滑な運営を図るため、山梨県立大学地域人材養成センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の長はセンター長とし、委員会はセンター長、センター運営委員並びに前条第3号及び第4号に定める教職員のうちセンター長が指名する者により構成する。

(委員会の審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) センターの人事に関する事項

(2) センターの運営方針に関する事項

(3) その他センター業務に関する重要事項

(部門等)

第7条 第3条に規定する業務を企画、立案及び実施するため、センターに部門等（以下「部門等」という。）を置くことができる。

2 部門等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教務連携課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。